

定 款

一般社団法人日本臨床検査医学会

Japanese Society of Laboratory Medicine(略称 JSLM)

第1章 総 則

(名称)

第1条 本法人は、一般社団法人日本臨床検査医学会と称し、英文では、Japanese Society of Laboratory Medicine(略称 JSLM)と表示する。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(目的)

第3条 本法人は、臨床検査医学(臨床病理学)に関する学理およびその応用についての研究発表、知識の交換、会員相互および内外の関連学会との連携協力等を行うことにより、臨床検査医学(臨床病理学)の進歩・普及を図り、もってわが国の学術の発展に寄与することを目的として次条の事業を行う。

(事業)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 総会、講演会、学術集会の開催
- (2) 学会機関誌、学術図書及びその他の刊行物の発行
- (3) 学会認定臨床検査専門医、臨床検査管理医の資格認定
- (4) 臨床検査技術士、緊急臨床検査士およびその他の臨床検査に係わる資格認定
- (5) 世界病理・臨床検査医学会連合〔World Association of Societies of Pathology and Laboratory Medicine(WASPaLM)〕ほか内外の関連諸学術団体・協会との連絡ならびに協力活動
- (6) その他本法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第5条 本法人の公告は、電子公告による。ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第2章 基 金

(基金の総額)

第6条 本法人の基金の総額は、金 147,000,000円とする。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第7条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日まで返還しない。

(基金の返還の手続)

第8条 基金の拠出者に返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事が決定したところに従って返還する。

第3章 会 員

(種別)

第9条 本法人に次の会員を置く。

(1) 正会員

臨床検査医学(臨床病理学)並びに臨床検査に関心を有し、本法人の目的に賛同した者。

(2) 学生会員

大学、大学院またはこれに準ずる学校に在籍し本法人の目的に賛同した者。

(3) 賛助会員

本法人の目的に賛同した団体。

(4) 名誉会員

本法人に多大な貢献をした正会員および功労会員の中から、理事会が推薦し、社員総会で承認を得た者。

(5) 功労会員

原則として評議員を 65 歳で定年退任した者の中から別に定める地域別の会員団体が推薦し、理事会、社員総会の承認を得た者。

(入会)

第10条 正会員、学生会員、賛助会員になろうとする者は、所定の申込書に必要事項を記載して提出しなければならない。

(会費)

第11条 会員は、別途定める会費規定に従って会費を納入しなければならない。

(退会)

第12条 退会しようとする会員は、退会届を提出することにより任意に退会することができる。
(除名およびその他の処分)

第13条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会の特別決議によりこれを除名することができる。

- (1) 本法人の会員としての義務に違反したとき。
- (2) 本法人の名誉を著しく毀損したとき。
- (3) 本法人の目的に反する行為があったとき。

2 会員に対するその他の処分をするために必要な規定については、別途定める。

(会員たる資格の喪失に関する規定)

第14条 会員は、前二条のほか、次のいずれかの事由によりその資格を喪失する。

- (1) 3年を超える会費の滞納をしたとき。
- (2) 成年被後見人および被保佐人の審判を受けたとき。
- (3) 死亡、失踪宣告並びに団体の会員ではその団体が解散したとき。

第4章 社員

(社員)

第15条 正会員の中から10名以上300名以下の評議員を選出し、この評議員をもって一般社団法人および一般財団法人に関する法律(以下、「一般法人法」という)上の社員とする。

- 2 評議員は、正会員の中から概ね10名に1名の割合とする。評議員の選出は社員総会の決議による。評議員を選出するために必要なその他の規程については、別途定める。
- 3 評議員の任期は5年とし、再任を妨げない。ただし、評議員が任期中に満65歳に達する場合は、その年の事業年度の末日までとする。また、評議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え(一般法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条)を提起している場合(一般法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該評議員は社員たる地位を失わない。ただし、当該評議員は、理事および監事の選任及び解任(一般法人法第63条及び第70条)ならびに定款変更(一般法人法第146条)についての議決権を有しないこととする。

4 正会員は、一般法人法に規定された次に掲げる正会員の権利を、評議員と同様に本法人に対して行使することができる。

- (1) 一般法人法第14条第2項の権利(定款の閲覧)
- (2) 一般法人法第32条第2項の権利(社員名簿の閲覧)
- (3) 一般法人法第57条第4項の権利(社員総会の議事録の閲覧)
- (4) 一般法人法第50条第6項の権利(社員の代理権証明書等閲覧)
- (5) 一般法人法第52条第5項の権利(電磁的方法による議決権行使記録の閲覧)
- (6) 一般法人法第129条第3項の権利(計算書類の閲覧)
- (7) 一般法人法第229条第2項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧)
- (8) 一般法人法第246条第3項、第250条第3項および第256条第3項の権利(合併契約の閲覧)

5 評議員としてふさわしくない行為のあった場合または特別の事情のある場合には、別に定める規程による委員会にて審議し、その任期中であっても社員総会の決議をもって、これを解任することができる。評議員を解任するために必要なその他の規程については、別途定める。

(退社)

第16条 評議員はいつでも退社することができる。ただし、1ヵ月以上前に当法人に対して、別に定める退社届を提出し、退社の予告をするものとする。

- 2 前項の場合のほか、評議員は次に掲げる事由により退社する。
 - (1) 総評議員の同意
 - (2) 定款に定めた事由の発生
 - (3) 死亡ならびに団体ではその団体が解散したとき
 - (4) 会員資格を喪失したとき

第5章 社員総会

(構成)

第17条 社員総会は全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第18条 社員総会は次の事項について決議する。

- (1) 理事および監事の選任または解任
- (2) 計算書類などの承認

- (3) 定款の変更
- (4) 解散および残余財産の処分
- (5) 会員の除名および評議員の解任
- (6) 当法人運営上の重要事項
- (7) その他法令またはこの定款で定められた事項

(開催日)

- 第19条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度末日の翌日から3ヵ月以内に開催する。
- 2 臨時社員総会は、その必要があるときに随時開催する。

(招集)

- 第20条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議にもとづき理事長が招集する。理事長に事故がある場合には、あらかじめ理事会で定めた順序に従い他の理事がこれを行う。
- 2 総評議員の議決権の10分の1以上を有する評議員は、社員総会の目的である事項および招集の理由を示すことにより、理事長に対し社員総会の招集を請求できる。
- 3 社員総会の招集通知は、開催日より5日前までに各評議員に対し発するものとする。

(議長)

- 第21条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故がある場合には、あらかじめ理事会で定めた順序に従い他の理事がこれを行う。

(議決権)

- 第22条 社員総会における議決権は評議員1名につき1個とする。

(議決権の代理行使)

- 第23条 本法人の評議員は、あらかじめ届け出た代理人によってその議決権を行使することができる。ただし、代理人は評議員でなければならない。

(決議)

- 第24条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総評議員の議決権の過半数を越える評議員が出席し、出席評議員の議決権の過半数をもって、これを決する。ただし、当該議事について委任状をもってあらかじめ意志表示した者は出席者とみなす。

第6章 理事及び監事

(理事)

- 第25条 本法人の理事は、10名以上25名以下とする。

る。

(監事)

- 第26条 本法人の監事は、1名以上3名以下とする。

(選任)

- 第27条 本法人の理事および監事は社員の中から社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事および監事は、相互に兼ねることはできない。

- 3 理事長は、理事および監事の選任を定時社員総会の決議に諮る場合、理事および監事選任議案を作成して提出しなければならない。ただし、理事および監事選任議案を作成するために必要なその他の規程については、別途定める。

- 4 本法人の運営を円滑に行うために理事長は、若干名の常任理事を指名し、社員総会において承認決定する。ただし、常任理事を選出するために必要なその他の規程については、別途定める。

(任期)

- 第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の時までとする。ただし、重任は3回までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の時までとする。

- 3 補欠により選任された理事および監事の任期は、前任者の残存期間と同一とする。

- 4 理事および監事は、辞任または任期満了後において、定員を欠くに至った場合は、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行う権利義務を有する。

- 5 理事から監事または監事から理事を連続して就任することは可能であるが、引き続き8年を超えることはできない。

(理事及び監事の報酬)

- 第29条 理事及び監事の報酬は、それぞれ社員総会の決議をもって定める。

(理事長および副理事長)

- 第30条 理事長は、理事の中から理事会の決議によって選出される。

- 2 理事長は本法人の業務を総理する。

- 3 理事長は理事の中から副理事長を指名し、理事会において承認決定する。ただし、副理事長を選出するために必要なその他の規程については、別途定める。

- 4 前第1項および第3項の理事長および副理

事長を代表理事とする。

- 5 理事長に事故がある場合には、副理事長が理事長の職務を代行する。
- 6 理事長および副理事長の重任は、1回までとする。

(理事会)

- 第31条 本法人は理事会を置き、年2回以上開催するものとする。
- 2 理事会は業務執行その他法令または定款に規定する事項につき決定する。ただし、日常の業務その他重要でない事項については理事会の決議に基づき理事長に委ねることができる。
 - 3 理事会を招集するには開催日の3日前までに招集通知を発送することを要する。ただし、緊急の場合はこれを短縮しまたは理事全員の同意により省略することができる。
 - 4 理事会の決議は理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数の決議によってこれを決する。
 - 5 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その議案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

第7章 学術集会

(学術集会長)

- 第32条 学術集会は、学術集会長がこれを主催する。
- 2 学術集会長は、評議員の中から理事会で選出し、社員総会の決議によって行う。

(臨時会費)

- 第33条 学術集会における会員以外の連名発表者から臨時会費を徴収することができる。

第8章 委員会

(委員会)

- 第34条 本法人は、委員会を置くことができる。
- 2 委員会の設置または解散は、理事会の議決による。
 - 3 委員会の運営については、別に定める。

(委員長の委嘱)

- 第35条 委員会の委員長は、理事会の承認を経て理

事長が委嘱する。

第9章 地域活動

(地域活動)

- 第36条 本法人は、必要の地にて地域活動を行うことができる。地域活動のために必要なその他の規程については、別途定める。

第10章 事務局

(事務局)

- 第37条 本法人の事務を処理するため事務局を置く。
- 2 事務局の職員は、理事長が任免する。

第11章 計 算

(事業年度・剰余金の分配・残余財産の帰属)

- 第38条 本法人の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。
- 2 本法人は、特定の個人または団体に剰余金の分配は行わない。
 - 3 本法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 その他

(準拠すべき法律)

- 第39条 本定款に規定のない事項は、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによるものとする。

平成17年11月17日作成
平成17年12月21日承認
平成18年1月12日認証
平成18年2月2日施行
(法人設立)
平成18年8月19日改訂
平成19年3月31日改訂
平成20年11月8日改訂
平成20年12月1日施行
(一般社団法人に移行)
平成21年8月26日改定
平成22年3月28日改定
平成25年3月24日改定

一般社団法人 日本臨床検査医学会細則

総 則

本細則は一般社団法人日本臨床検査医学会（以下、「本法人」）の定款に基づく運用に際し、細部を規定するものとする。細則の変更・改訂は理事会が承認決定する。

1. 会員細則

(総則)

第1条 この細則は、本法人定款第3章の会員に関し、定款で定める以外の必要な事項を定めることを目的とする。

(会員の種類)

第2条 この細則で会員とは、正会員、学生会員、賛助会員、名誉会員および功労会員をいう。

(会員ができる行為)

第3条 会員(賛助会員を除く)は、以下のことができる。

- (1) 学術集会時の総会に出席し意見を述べること。
- (2) 本法人の社員総会議事の要領および議決した事項について、会告にて通知を受けること。
- (3) 本法人の学術集会および学術誌において研究成果を発表し、報告を行うこと。
- (4) 本法人の発行する学術誌およびその他の学術刊行物の配布を受けること。
- (5) 本法人ホームページの会員限定ページを閲覧すること。
- (6) 本法人の目的に賛同のもと、地域活動として、支部の活動に参加すること。

2 賛助会員は、以下のことができる。

- (1) 本法人の社員総会議事の要領および議決した事項について、会告にて通知を受けること。
- (2) 本法人の発行する学術誌およびその他の学術刊行物の配布を受けること。
- (3) 本法人ホームページの会員限定ページを閲覧すること。
- (4) 本法人の学術誌およびホームページに賛助会員名を掲載すること。
- (5) 本法人の学術集会において共催セミナーの開催を申請すること。

3 正会員は、評議員(社員)の候補者申請がで

きる。

4 医師の資格を有する会員は、臨床検査専門医と臨床検査管理医の受験資格を得ることができる。

5 名誉会員と功労会員は、社員総会に出席し発言できるが、議決権はない。

(機関誌などの配布)

第4条 当該年度の会費を納めた会員は、その年度の本法人の学術誌およびその他の学術刊行物の配布を受けることができる。

2 新たに会員となった者は、入会手続き完了の翌月から本法人の学術誌およびその他の学術刊行物の配布を受けることができる。

3 納入期限までに会費の納入がないときは、本法人の学術誌およびその他の学術刊行物の配布は停止される。

(入会)

第5条 会員になろうとする者は、会費を添えて、理事長に入会申込書を提出する。

2 入会日は、入会に関する手続きがすべて完了した日とする。

(会費)

第6条 会費年額は、正会員は12,000円、学生会員は7,000円、賛助会員は一口50,000円で一口以上、功労会員は7,000円を納入する。名誉会員は会費を納入することを要しない。

(異動の届出)

第7条 会員は、本細則第5条第1項の入会申込書の記載事項に変更があった場合は、すみやかにその旨を書面にて理事長に届け出なければならない。

(休会)

第8条 会員は、次の場合には休会することができる。

(1) 留学または休職の場合

(2) その他止むを得ない理由により理事長が認めた場合

2 休会の期間は、会員からの届け出日より始まり、復会の届け出日に終了する。

3 休会の期間が2年をこえる場合には、その時点において延長の届け出をするものとする。この場合において延長は1年毎に行うものとする。

- 4 前2項の届け出は、書面によるものとする。
- 5 休会者については、会費の納入を免除し、本法人の学術誌およびその他の学術刊行物の配付、会員履歴等の会員資格を停止する。
- 6 休会の届け出をした場合において届け出た期間が終了して1年経過したときは、その日をもって退会の届け出があったものとみなす。

(退会の届出)

第9条 退会しようとする会員は、理事長に退会届を提出する。

2 退会日は、退会届を提出した日とする。

3 退会者については、本法人の学術誌およびその他の学術刊行物の配付、会員履歴等の会員資格を停止する。

(会員たる資格の喪失)

第10条 定款第14条に定める会員たる資格の喪失に関する事項については、理事会において決定する。

(評議員会費)

第11条 定款第4章の評議員は、評議員会費として正会員会費に加えて年額1,000円を納入するものとする。

(臨時会費)

第12条 本法人の学術集会および学術誌における会員以外の連名者は、年額2,000円を納入するものとする。

(会費の納入)

第13条 会費(賛助会員を除く)は、毎年1月から12月までの年度会費を、前年の12月末日までに一括納入するものとする。

2 賛助会員は、当該年度中に年度会費を一括納入するものとする。

3 退会者は、退会時において未納会費がある場合は、すみやかに納入しなければならない。

4 会員が復会した場合は、復会時に当該年度の会費を納入しなければならない。

5 既納の会費は、年度の途中で休会した場合または会員でなくなった場合であっても返還しない。

(処分)

第14条 定款第13条の除名その他の処分は、コンプライアンス委員会で審査し、理事会で承認する。ただし、除名については社員総会(評議員会)で決議する。

平成17年1月1日施行

平成20年11月8日改定

平成25年8月25日改定

2. 地域活動に関する細則

(総則)

第1条 地域における本法人の学術振興、学会活動の補完のため、下記の地域において支部を組織する。

- (1) 北海道
- (2) 東北
- (3) 関東・甲信越
- (4) 東海・北陸
- (5) 近畿
- (6) 中国・四国
- (7) 九州

第2条 各支部は、前条第(1)号から第(7)号の地域ごとに日本臨床検査医学会〇〇支部(〇〇には前条第(1)号から第(7)号までの地域名が入るものとする)と称する。

第3条 本法人の正会員は、前章1. 会員細則第4条記載の機関誌の送付先として届け出た所在地に属する支部に所属する。

第4条 各支部は、それぞれ組織・構成および運営に関して必要な規約を定め、独自に活動を行うことができる。

(支部活動)

第5条 各支部は、以下の事業を行うものとする。

- (1) 支部総会の開催
- (2) 支部例会の開催
- (3) 本法人の社員(評議員)の推薦
- (4) 本法人の支部理事の推薦
- (5) 本法人の功労会員の推薦
- (6) その他必要な事業

(役員)

第6条 各支部には次の役員を置く。

- (1) 支部長
- (2) 支部幹事
- (3) 支部監事

(会計)

第7条 各支部の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。

第8条 本法人は、各支部に対して支部所属の正会員数に応じて経費の一部を交付できる。

第9条 各支部は、本法人より交付された経費で行った事業について本法人に事業内容および支出内訳(収支決算)を報告する。

第10条 各支部は、毎事業年度の事業報告について、当該事業の記載とともに、計算書類の内訳

において事業の収支を明らかにし、記録に残して7年間保存する。

平成25年8月25日施行

3. 社員および役員を選出に関する細則

第1章 総 則

第1条 本法人の理事、監事および評議員(社員)は、本法人の定款に定められたことのほかは、この細則に従う。

第2章 評議員の選出および解任

第2条 評議員とは、本法人の定款第15条の定めによるほか、この細則に基づき選出された者であつて、正会員を代表して社員総会で議決を行う者をいう。

第3条 評議員の候補者は以下の(1)～(3)の項目を満たす者とする。

- (1) 5年以上の会員歴を有する者
- (2) 以下のいずれかを満たす者。
 - 1) 過去5年間のうち3回以上学術集会に参加し、各々で一般演題を発表し、1回以上は筆頭者として発表した者。
 - 2) 学術集会のシンポジウムあるいは特別講演に筆頭者として発表した者。
- (3) 地域活動を含め本法人に多大な貢献をした者。ただし、医師の場合は原則として本法人が認定する臨床検査専門医であることが望ましい。

2 本法人認定研修施設の指導責任者は前項条件を満たさなくても資格を有するものとする。

第4条 評議員候補者はそれぞれの支部における推薦手続きにより選出され、支部長より履歴書、業績目録を添えて理事長に推薦された者とする。ただし、推薦にあたっては被推薦者の了解を得なければならない。

2 候補者は理事会で審査し、社員総会で決定、承認を得る。

3 評議員の定数は各支部における会員総数の概ね10名に1名の割合をもって選出される評議員の合計数とする。端数が生じた場合は、支部ごとにそれぞれ切り上げるものとする。

4 評議員は毎年選出する事ができる。

5 評議員の再任にあたっては5年間に、2回

以上社員総会に出席し、かつ本法人が以下に定めた単位を50単位以上取得することを要する。なお、50単位のうち20単位は本法人学術集会への出席により満たすものとする。社員総会への出席と取得単位については、資格審査委員会で審査し、再任については、社員総会で決議する。

単位表	出席	発表
日本臨床検査医学会学術集会	10	10(5)
日本臨床検査医学会特別例会	5	5(2.5)
日本臨床検査医学会支部総会	5	5(2.5)
日本臨床検査医学会支部例会	5	5(2.5)
日本臨床検査医学会が主催、共催 または後援する学術講演会	5	5(2.5)
学術論文および著書 (臨床検査に関する)		5(2.5)

筆頭者(共同発表者)

第5条 定款第4章第15条第5項による解任にあたってはコンプライアンス委員会で審査し、理事会で承認を得たうえで、社員総会の決議をもって行う。

第3章 理事長、副理事長、理事 および監事の選出

第6条 本法人の理事は、就任時に満63歳以下であることを要する。

2 本法人の理事は、以下の3種類に種別される。

- ① 評議員の中から評議員の無記名投票により選出されて候補者となった理事(以下、「選挙理事」)
- ② 支部からの推薦により候補者となった理事(以下、「支部理事」)
- ③ 次期理事長予定者からの指名により候補者となった理事(以下、「指名理事」)

第7条 選挙理事の定員は10名とする。

2 任期中に理事あるいは理事と監事の任期が連続して8年を越える者は被選挙権を有さない。

3 選挙理事は、理事長が作成した選任議案により社員総会での決議をもって1度だけ選挙によらず重任できる。

4 常任理事(業務執行理事)は、選挙理事の中から選出されることを慣例とする。

第8条 支部理事の定員は7名とする。

2 支部は、任期中に理事あるいは理事と監事

の任期が連続して8年を越える者を支部理事として推薦できない。

- 第9条 指名理事は、選挙理事および支部理事の領域・職域を補完するために置く。
- 2 指名理事の定員は4名以内とする。
 - 3 指名理事の任期は、定款第28条第1項の定めによるほか、指名した理事長の在任期間とする。
 - 4 理事長は、任期中に理事あるいは理事と監事の任期が連続して8年を越える者を指名理事として指名できない。

- 第10条 次期理事長予定者は、選挙理事候補者の中から選出されることを慣例とする。
- 2 次期理事長予定者は、総得票数の過半数を獲得した理事候補者が選出される。
 - 3 過半数に達する理事候補者がいない場合は、上位2名の決選投票とする。
 - 4 決選投票で同得票数の場合は、監事が指名する。

- 第11条 副理事長は、理事長が選挙理事の中から1名を指名する。

- 第12条 監事は、評議員の中から評議員の無記名投票により選出され、定時社員総会の決議によって選任する。
- 2 監事の定員は3名以内とする。
 - 3 監事の任期は4年とし、任期中に満65歳を越えてもなお、任期は継続するものとする。
 - 4 監事あるいは理事と監事の任期が連続して8年を越える者は被選挙権を有さない。

第4章 選挙管理委員会

- 第13条 理事長は、評議員または評議員経験者の中から選挙管理委員を若干名任命し、選挙管理委員会を組織する。
- 2 選挙管理委員会委員は、理事および監事の被選挙権を有さない。
 - 3 選挙管理委員会は、理事および監事の選挙に関する業務を行う。
 - 4 選挙管理委員会は、選挙に関する疑義を適正に処理する。
 - 5 選挙に関する日程、投票の方法は、選挙管理委員会で決定する。

第5章 役員選任に関する議案の作成

- 第14条 監事は、選挙終了後1ヵ月以内に、次期選挙理事候補者による次期理事長の互選を指示する。
- 2 次期選挙理事予定者は一堂に会して、監事の立ち会いのもと次期理事長予定者を選出する。
 - 3 次期理事長予定者は、副理事長候補者、常任理事候補者、指名理事候補者を選出し、社員総会で理事長として承認された後、副理事長候補者については理事会で、常任理事候補、指名理事候補については社員総会で承認を受ける。
 - 4 理事長は、次期の理事および監事の選任議案を作成する。
 - 5 理事長は、重任できる選挙理事を選任議案に入れる。

平成12年11月3日施行
平成20年11月8日改定
平成21年5月30日改定
平成25年8月25日改定

4. 委員会細則

(総則)

- 第1条 本法人の定款その他の細則で定めるもののほかは、委員会の組織、運営はこの細則による。

(活動)

- 第2条 委員会は、本法人の対象とする領域における学術および事業の発展を期するため、理事会で採択された事項について調査研究する。

- 2 理事会は、各委員会の組織、任務および存続について毎年度初頭に審議し、可否を決定する。

(構成)

- 第3条 委員会には理事会での意向を反映させるために担当する理事(担当理事)を置く。

- 2 担当理事は、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。

- 第4条 委員会は、委員長1名および委員若干名をもって構成する。必要な場合、副委員長を置くことができる。

- 2 委員会は、必要に応じてアドバイザーを置くことができる。

- 第5条 委員長は、評議員のなかから選出され、理

- 事会の承認を経て理事長が委嘱する。
- 2 副委員長は、委員の互選により選出し、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。
- 3 委員長は、当該委員会を代表し、統括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代行する。
- 5 委員長は、当該委員会を必要に応じて招集する。
- 6 委員長は、定例理事会に当該委員会の活動状況を書面で報告する。

- 第6条 委員は本法人の会員のなかから選出され、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。
- 2 委員長は、必要に応じて本法人会員以外からも若干名のアドバイザーを推薦できる。アドバイザーは、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。

(任期)

- 第7条 委員長、副委員長、委員の任期は2年とし再任を妨げないが、引続き4年を超えてはならない。ただし、理事長が、継続の必要性があると認めた場合は、この限りではない。

- 2 任期中の退任に伴う新任者の任期は、前任者の残任期間とする。
(小委員会など)

- 第8条 委員会は、必要に応じて小委員会、調査会、専門部会などを置くことができる。
- 2 小委員会、調査会、専門部会などの設置、解散は当該委員会の議決による。

平成12年11月3日施行
平成20年11月8日改定
平成25年8月25日改定

附則

1. 本法人の役員の任期は、本定款および細則変更の効力発生後に就任する者について適用する。
2. 平成24年1月に就任した本法人の理事長と選挙理事と監事の任期は、平成28年の定時社員総会までとする。
3. 平成22年1月に就任した本法人の選挙理事と監事の任期は、平成26年の定時社員総会までとする。